

開 会

委員長 ただいまから平成17年第1回臨時教育委員会会議を開催いたします。

ご承知のとおり、議会の関係で現在教育長が出席しておりません。しかし、委員長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条の2によりまして、本会議は成立いたしております。よって、開催し、会議を進めたいと存じます。

会議録署名委員の指名

委員長 開会に当たり、本日の会議録署名人を瀧田委員にお願いいたします。

議案の提出

委員長 日程に従いまして、議事を進めてまいります。

本日提案されている議題は、議案5件でございます。

議案第16号

委員長 初めに、議案第16号「松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

ご説明をください。

企画管理室長 議案第16号「松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。

松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則の一部を改正する規則を別紙のように定める。平成17年3月25日提出。松戸市教育委員会、教育長、齋藤功。

提案理由は、以下のとおりでございます。

簡単に申し上げますと、私どもの教育委員会の事務局に教育総務課がございます。そして、出先に市民会館がございます。その係を廃止し、事務分掌を整理したものでございます。総務課につきましては、総務係、経理係という2係があったものですが、これを係を廃止するものでございます。

それから、市民会館につきましても、庶務係、管理係という2つの係がございましたけど、この係を廃止するというところでございます。それによって整備をさせていただいたところがございます。

7ページを見ていただきたいのですけれども、それぞれ左側に現行の事務分掌がございます。右側に改正案がございます。真ん中の総務課につきましても、頭の方の下線部分。そして、経理係の方でも前段の下線部分につきまして変更をしてあるところでございます。

これにつきましては、松戸市の平成17年度の組織定数の基本方針につきましては、行財政改革並びに行財政改革計画というものがございました。これに基づきまして、係制を廃止し、スタッフ制への移行を推進することによりまして、業務の遂行、人材の活用、こうしたものを柔軟に行うために、導入したところでございます。

今般は、教育委員会では組織運営の効率化を推進するために、今申し上げました係を廃止するものでございます。

以上、雑駁でございますけれども、組織関係についてのご説明とさせていただきます。

委員長 お手元の資料並びに今のご説明のとおり、事務処理に当たって係を廃止します。

これはリストラということではないのですね。

企画管理室長 リストラというと、どうしても何か人を退職に追いやってみたりとか、そういったような感覚にどうしてもなってしまうのかなと思いますけれども、私どもの方としては、再構築というふうな考え方でやらせていただいているところです。

これによりますと、組織的には、今まで教育委員会につきましては、16年4月1日現在で1本部、1担当部、16課、25係という形になっておりまして、その17年4月1日より1本部、1担当部、16課、21係という形になりました。

委員長 はい、どうぞ。

教育総務課長 今の企画管理室長の関係で補足させていただきます。

一応教育総務課の現在ある総務係、経理係、この2係を今回4月から一応廃止したいと思っております。リストラというよりも、やはり業務ですか、業務の標準化。要は今までこちらの係、あちらの係という、係の枠があったのですが、それを全部取っ払いまして、要するに広い意味で総務課という枠の中で各人材が活用できればと思っております。

ですから、業務は、これからいろいろ多難な時代になりますが、そういった時代に対応すべく、一応係の枠を取って、要するにあらゆる人材が参画できるというような、いい意味で、今回、係の廃止を提案させていただいています。

以上です。

委員長 どうぞ。

根守委員 係が多くなると、そっちのほうに責任、ないしは仕事をそっちが係ですからという、同じ課なのに動かない。それを効率的にみんなで作るんだというような気持ちで人材を減らされても、みんなで力を合わせてやれるというような組織をねらったことなんでしょう。

教育総務課長 そういうことです。

今現在、業務的には減らなくて、結構年々ふえております。それで、職員はふえませんが、その中で今までこっちの係、あっちの係という壁があったんですが、それを取っ払いまして、1つの課として対応していくというようなことです。

根守委員 課長以下、みんなが。

教育総務課長 はい、そうですね。

委員長 いかがでしょうか、何かご意見ございますか。

瀧田委員 意見というほどではないんですけども、効率的に全体が動くというのは分かるんですけども、さっき室長はスタッフ制のどうとかっておっしゃいましたか。

企画管理室長 はい。

瀧田委員 ちょっとその意味がわからなかったんで。スタッフ制というのは。

企画管理室長 どちらかという、今までどうしても組織ですから、やはりラインでやっていくというのが一般的な組織ではなかろうかと。今、根守委員さんのおっしゃったように、ラインでやっていきますと、どうしても1つの係のほうでやっている仕事、そちらが忙しい、もう1つの係については、あるときは非常に暇になってしまうとなると、係が分かれておりますと、その辺が忙しい係に対して暇な係と言ったら怒られちゃいますけれども、そちらが手伝わない、係がラインになってますから。そうしてくると、やはり事務の効率化も悪いんだろうと。その辺でやはりこれは、今回、学校事務員の引き上げ等々もやらせていただいたわけですけども、やはりこの横のつながりで仕事ができる。そして、横のつながりでただやるということではなくて、その頭にはだれだれ、中心的な班長さんみたいな形をつけることによって、仕事を進めていくということがいいのではないかとということから進めさせて頂いたところです。

根守委員 そうですか。

企画管理室長 これ、まだ係がなくなっちはいせんけれども、きのうから統廃合校の引っ越しが、きのうの午後から実は始まってまいりました。その中でも、やはり本来でいけば経理

係の業務の範疇に入るわけですが、庶務係はその業務に範疇に入っていないわけなんです、事務分掌的にも。その辺を結局総務課につきましては、そういったことを認可した中で、課全体で仕事をしていくことになりました。

そして、また当然としてこの問題については、1課がやることではなくて、教育委員会全体で子供たちのためにやらなくちゃならないということで、それまで施設課等々も含めまして関係者全員が一致団結してきのうからそういうふうに行っているということは、やはり職員もそういうふうな意識に変わってきてるのではなかろうかなというふうな新たな認識を持っています。

教育総務課長 1点補足させていただきたいんですが、係制ですと辞令交付、辞令の中に何々係と、4月の当初にうたわれてしまいます。年度の途中で、例えば新たな業務とかできたときに、人の配置の関係で係をうたわれてますと、もし、係替えをする場合、辞令を出し直さなくてはいけなくなります。この係がなければ新たな業務がとっさにできた場合でも、スタッフ、先ほど言いましたけれども、辞令交付なくして対応がすぐできる。そういう利点がございませう。

關委員 記録の保存上、1点だけ確認します。3ページをごらんください。

現行と改正案のところに、アンダーラインがあります。一番下の、市民会館のところは、これはなくなるわけですね。庶務と経理のところにアンダーラインが抜けています。これは記録に残すためのことだけです。

1つ質問です。今の結論には反対ではないのですが、その考えを発展させていくと、現在残っている21課についても、いずれは同じようなことが、あり得るという理解でよろしいのですか。

企画管理室長 はい。これ、どうして2課だけがこういうことの形をやったかと申しますと、仕事をやっていく上において対相手方が、例えば市民会館でいきますと市民は利用者というふうになるわけですね。それから、教育総務課でいきますと、どちらかと言いますと学校が中心になってございませう。ですから、相手方が大体同一の組織を相手にするというようなところで今回やらせていただいたわけですが、

例えばほかにあります指導課ですとか、それから保健体育課ですとか、そういったところで行きますと、例えば指導課ですと指導係というと学校の先生をみさせていただきます。しかし、庶務係と言いますと、学校の先生ではなくて、その課の中の庶務的なものを行っていると、その相手方が若干違うところもあります。しかし、今、こういう時代ですので、どん

どん人員削減の方向で起きております。そのような中で、市長部局の方から申し上げますと、大体二、三人の係については係を廃止してもいいのではないかなというような話もあります。確かに2人か3人ぐらいの係も実際あるわけですがけれども、市長部局の方はそのような形でどんどん係制を廃止して効率を上げているというところもありますので。

私ども教育委員会としても、やはり市長部局の方を見習うということではないですが、そういったような観点も頭に入れながら、そしてこの組織として2つの係がある、3つの係があるといったのが1つにした方がより効率的であろうというような判断が所属長なり我々としてあった場合については、そういう方向で行こうかと思いますが、現段階としては今は教育総務課と市民会館というふうになっております。

委員長 こういうことをやることによって、マンパワーの面で何人ぐらい減ることになるのですか。

企画管理室長 本来でいけば、係が2つあった場合は、2人の係長さんというのがおいでになるわけですがけれども、それが係がなくなったということになれば、本来は1人でいいわけですよ。ところが今は係長さんも業務に入り込んでいるような状況でございますので、現段階では人員の削減というのは、これはしておりません。しかし、これから進めていく上において、事務量の測定等々していく中で、そういうような状態が出てきた段階では、やはり削らせていただくというふうには思います。

委員長 以上、16号に関してそのほか追加事項はございませんか。

よろしいですか。

それでは、質疑、討論を打ち切らせていただきます。

これより、議案第16号を採決いたします。

議案第16号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認め、議案第16号は原案どおり決定いたしました。

議案第17号

委員長 次に、議案第17号「松戸市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

ご説明をお願いいたします。

企画管理室長 議案第17号「松戸市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について」。

松戸市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を別紙のように定める。平成17年3月25日提出。松戸市教育委員会、教育長、齋藤功。

提案の理由につきましては、記載のとおりでございます。

この改正に伴います理由でございますが、若干説明させていただきたいと思えます。

この事務決裁規程というのは、伝票関係の印鑑を押ししたりするというふうなための決裁規程でございますけれども、松戸市におけます伝票処理等の経理事務につきましては、昭和62年4月から現行の財務会計オンラインシステムというものを導入されております。従来手作業だった伝票処理を電算化されておるところでございます。

17年度からは、現在やっております財務のオンラインシステムが新しい財務管理のシステムが導入されることになっております。そして、より以上財務管理が的確に行われるようにというふうな開発を進め、4月からこうした形になります。

このような中で、今回、整備をさせていただきます。

現在行われております学校配分予算につきましては、教育総務課がほとんどの処理につきまして合議をしましてまいりましたけれども、やはり教育総務課だけではなくて、予算が配分されている担当課がございます。例えば保健体育課ですとか、指導課等々がございます。それぞれの課の業務の中で、やはり学校の配分の予算としては入るところにつきましては、それぞれの課が責任を持って執行していただく、チェックをしていただく、そういうふうな形に改正をすることが望ましいとの考え方から、今回の改正では、1ページにもございますけれども、右端のほうに備考欄で「学校の執行予算は予算配当課合議」というふうになっていると思えますけれども、これは従来ですと教育総務課合議というふうな形でございます。これにつきましては、それぞれの担当課がチェックをしていただき、責任を持って執行していただくというようなところからさせていただいたところがございます。

7ページを見開いていただきますと、左側に現行、右側に改正案というものがございます。今申し上げましたように、一番上の左側には「学校の執行予算で10万円以上は教育総務課合議」というふうになっていたものが、右側の改正案では、執行予算は予算配当課が合議するというふうな形に変更をさせていただいております。

そのほか、下の方でございます消耗品類につきましても、やはり同じように予算配当課のほうでチェックをしていくような形をとらせていただいております。

8ページでございますけれども、大半は今申し上げたような形で教育総務課合議が予算配当課合議というふうになっておりますけれども、8ページの備考欄の支出金の精算票というものがございまして、変更になっていると思います。この辺につきましては、先程申しました新財務システムの導入によりまして、帳票の名称が変更になったことから改正をさせていただいております。

それから、9ページをお開きいただきたいと思います。

9ページの中段の予算の流・充用という欄の2段目、予算の充用というところがございまして。その備考欄、右側の方を見ていただきますと、教育長の決裁を経たのち財務本部企画管理室へ合議というふうな形に従来はなっております。これが、新しくなりまして、財務本部企画管理室から財務本部の財政課という形に変更になったところでございます。

11ページにつきましては、特定課長、決裁事項について担当部に属さないものについて専決権を有するということを明確にするために、そういうふうにさせていただいたものでございます。

以上のとおりなんですけれども、今後とも学校配分予算の適正な執行の管理体制と責任の明確化を図るとともに、新財務システムの導入に伴う変更と市長部局の方と財政制度の調整を図るために、今回、ご提案申し上げたものでございます。

以上です。

委員長 どうぞ、ご質問なり質疑をお願いいたします。

今までの規程でいきますと、かなりいろんな予算の使い方だとか、組み方だとか、そういうことにかなり支障があったんでしょかね。

企画管理室長 支障はございません。しかし、ございませんけれども、新財務システムの導入で変更になったものは、これはまた別ですけれども、そのほかのものについては支障はなく進めておりました。しかし、学校のほうからいろんな形で連絡が来ますと、このやつは総務課なのか、あるいは保健体育課なのか、これは施設課なのか、あるいは指導課なのか、学務課なのか、その都度その都度、学校のほうで困ったというふうな感じでもあるわけです。それは、決裁が上がって、学校長の決裁が終わったものが、すべて教育総務課に集中していて、教育総務課のほうでチェックをしていったわけですがけれども、どうしてもやはり教育総務課だけでは判断というか、チェックのできないものの部分があるわけです。専門的な給食関係ですと保健体育課がやっておりますとかというような話もございまして、そういう意味から、やはりそれぞれ責任を持って予算を要求し、そして、予算が配当された課の責任でもって学

校との対応をしていただきたいということから、今回整備させていただきました。

委員長 部分的に、現行の規程の中に10万円という数字が出てきて、今度新しいところにはその数字が括弧されていますが、どういう意味ですか。

教育総務課長 現行で10万円以上は教育総務課合議となっております。それは、各学校に予算配分しているもので、例えば消耗品費なんですけど、10万円以上は教育総務課の方で合議しながら、それが例えば教育委員会、いろいろな課が学校の方に予算を配分しております。現行ですと教育総務課に全部が来てしまいます。やはり予算を要求した課がやはりチェックをしませんと支障を来します。今まで、教育委員会だけがちょっと特別で、市長部局の方で言えば、予算を要求した課が伝票を切り、チェックしております。

今回の改正案といたしましては、学校の執行予算は予算配当が入るということで、一応明確にさせていただいているということになります。

委員長 10万円未満も全部予算配当課がチェックされる。

教育総務課長 そうですね。

企画管理室長 今度は10万円以下も、各課でチェックを。

委員長 いかがですか。

瀧田委員 私もそれ疑問に思っていましたけれども、そうすると、原則的にはすべてというふうに解釈してよろしいわけですか。

企画管理室長 はい。

委員長 ほかにご意見ございませんか。

關委員 ついでですから、1つ伺います。やり方はわかりましたが、発想としては、お金が入ってきたところが出ていくものも管理しなさいという、そういう発想でよろしいのですか。

企画管理室長 はい。

關委員 はい、わかりました。

今までは、教育委員会の総務課だと、予算要求したわけじゃないけれども、担当として10万円以上のものについては合議ということでやってたけれども、今度は予算単位として要求したところが責任持ってやれば、むしろそのほうが整合性がとれるという理解ですね。

教育総務課長 はい。改正に伴いまして、その辺の交通整理が総務課で一応きちんとやっていこうというものです。

委員長 前々からよく言われることで、校長さんが学校長の裁量の範囲を拡大するに当たって、こういった予算面での、ある程度どうなんでしょう、こういう改正によって幾らか動きやす

いという点が出てきますか。余り出てこない。

教育総務課長 デメリットは極力避ける。要するに、まして今回の改正によりまして、昔はパソコンや財務システム、そういうものはなかったです。我々入ったころは手で伝票を書きました。それが、やはり時代の流れの中で、日進月歩で整備されておりまして、今回4月からの新財務システムでは事業体系の評価まで入るような予算システムになっております。そういった意味からも、ここできちんと交通整理をしておきたいというのも一つございます。

委員長 質疑討論はよろしゅうございますか。

それでは、討論を終結といたしまして、これより議案第17号を採決いたします。

議案第17号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第17号は原案どおり決定いたしました。

議案第18号

委員長 次に、議案第18号「松戸市教育委員会職員定数の配分に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

ご説明ください。

企画管理室長 議案第18号「松戸市教育委員会職員定数の配分に関する規則の一部を改正する規則の制定について」。

松戸市教育委員会職員定数の配分に関する規則の一部を改正する規則を別紙のように定める。平成17年3月25日提出。松戸市教育委員会、教育長、齋藤功。

提案理由は記載のとおりでございます。

2枚目をめくっていただきたいのですけれども、定数配分に関する規則の新旧対照表というのがございます。それを見ていただきたいと思います。

現行、改正案ともに定数自体は変わっておりません。680人でございます。

事務局につきましては217人から231人。そして、公民館は13人から14人。以下同じでございます。小・中学校につきましては316人から301人という形で、事務局についてはプラス14、公民館につきましてはプラス1というふうになっています。

この変更点でございますけれども、公民館につきましては基礎学力の再履修講座、これが公民館のほうに移管されるということから、また今までも、かなり仕事が忙しかったという

ことも含めましてプラス1をさせていただいたところでございます。

それから、次に小・中学校でございますけれども、15となっております。これにつきましては、学校の統廃合3校につきます事務員さん、あるいは用務員、栄養士等の配置がなくなったために、削減をさせていただいたものでございます。

また、事務局につきましては、以上の上限を合わせまして調整させていただきまして217から231に変更をしたものでございます。

以上でございます。

委員長 これの職員というのは、いわゆる正職員ですよ。

企画管理室長 はい、正職員です。

委員長 いわゆる人材派遣の人数は含まれない。

企画管理室長 含まれないです。

關委員 たしか去年も伺いましたので確認だけします。この人数は、実数とは違い、定数枠ということでしたね。

企画管理室長 はい、そうです。これ、条例定数の枠でございます。この下には、予算定数というのがございます。その下には、現員数というのがございます。

我々としては、条例定数というのは条例にかけないと人数を変更できません。年度の途中で例えば仕事がふえたとか、新しい仕事ができたとした場合について、条例定数の枠を持っておりませんと、その都度議会にかけないと進めないというようなところから、要するに条例定数はあくまでも枠というふうにさせていただきまして、実質的には予算定数という中で動かしていくということでございます。

委員長 参考までにお聞きします。幼稚園4名ということですが、この4名のほかには何人ぐらいいるのですか。

企画管理室長 幼稚園につきましては、実は4名のほかに臨時職員がいます、園長さん、副園長さん、それから教員にあたる。そのほかに臨時職員が1人、用務員さんもおいでです。

委員長 そういうことで理解しておいてよろしいですか。

討論、質疑を打ち切らせていただきまして、18号を採決いたします。

議案第18号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第18号は原案どおり決定いたしました。

議案第19号及び議案第20号

委員長 次の議案第19号「松戸市教育委員会部長職等の人事について」及び議案第20号「松戸市教育委員会教育長の任命について」はいずれも人事案件でございますので、秘密会としてはいかがでしょうか、お諮りをいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条により決定をとらせていただきます。これより行う教育委員会会議を秘密会とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、これより秘密会といたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第14条第2項及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条、きょうは傍聴人ゼロですね、規程によりただいまから申し上げる職員以外の職員はご退席を願います。

生涯学習本部長、学校教育担当部長、企画管理室長、以上でございます。その他の方は一時退席をしていただきたいと思います。

(以後、秘密会)

委員長 ご報告いたします。

ただいまの採決の結果、全員一致で齋藤教育長さんに引き続き教育長を務めていただくことに決定いたしました。

一言ごあいさつをお願いをいたします。

教育長 不肖齋藤功、またお選びいただきまして、大変ありがとうございました。どうぞよろしくお願いたします。

閉会

委員長 これをもちまして、平成17年度第1回臨時教育委員会会議、閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

閉会 午後 5時58分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員